特別教育　対象業務一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象業務 | 備考 |
| 1 | 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 |  |
| 2 | 動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械もしくはシャーの安全装置もしくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務 |  |
| 3 | アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 |  |
| 4 | 高圧（直流にあっては750Ｖを、交流にあっては600Ｖを超え、7,000Ｖ以下である電圧をいう。以下同じ。）もしくは特別高圧（7,000Ｖを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路もしくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理もしくは操作の業務、低圧（直流にあっては750Ｖ以下、交流にあっては600Ｖ以下である電圧をいう。以下同じ）の充電電路（対地電圧が50Ｖ以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設もしくは修理の業務（⑤に掲げる業務を除く）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50Ｖ以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務 |  |
| 5 | 対地電圧が50Ｖを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務 |  |
| 6 | 最大荷重１ｔ未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 7 | 最大荷重１ｔ未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 8 | 最大積載量が１ｔ未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 9 | 制限荷重５ｔ未満の揚貨装置の運転の業務 |  |
| 10 | 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | [車両系木材伐出機械に係る規制](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149395.html) |
| 11 | 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | [車両系木材伐出機械に係る規制](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149395.html) |
| 12 | 機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）の運転の業務 | [車両系木材伐出機械に係る規制](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149395.html) |
| 13 | 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | [車両系木材伐出機械に係る規制](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149395.html) |
| 14 | 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務（※令和２年８月１日、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に改正される。） | [林業における安全対策（職場における安全対策）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html) |
| 15 | チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（⑩の業務を除く。）（※令和２年８月１日、前号に統合されることに伴い廃止される。） | [林業における安全対策（職場における安全対策）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html) |
| 16 | 機体重量が３ｔ未満の労働安全衛生法施行令別表第７第１号、第２号、第３号又は第６号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | [平成25年７月１日から、鉄骨切断機等も規制対象となる改正「労働安全衛生規則」が施行されています](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei52/index.html) |
| 17 | 労働安全衛生法施行令別表第７第３号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 |  |
| 18 | 労働安全衛生法施行令別表第７第３号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務 |  |
| 19 | 労働安全衛生法施行令別表第７第４号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 20 | 労働安全衛生法施行令別表第７第５号に掲げる機械の作業装置の操作の業務 |  |
| 21 | ボーリングマシンの運転の業務 |  |
| 22 | ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務 |  |
| 23 | 作業床の高さが10ｍ未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 24 | 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務 |  |
| 25 | 労働安全衛生法施行令第15条第１項第８号に掲げる機械等（巻上げ装置を除く。）の運転の業務 |  |
| 26 | 小型ボイラーの取扱いの業務 |  |
| 27 | 次に掲げるクレーンの運転の業務（移動式クレーンを除く。）  イ　つり上げ荷重が５ｔ未満のもの  ロ　線テルハでつり上げ荷重が５ｔ以上のもの |  |
| 28 | つり上げ荷重が１ｔ未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 |  |
| 29 | つり上げ荷重が５ｔ未満のデリックの運転の業務 |  |
| 30 | 建設用リフトの運転の業務 |  |
| 31 | つり上げ荷重が１ｔ未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務 |  |
| 32 | ゴンドラの操作の業務 |  |
| 33 | 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務 |  |
| 34 | 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 |  |
| 35 | 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 |  |
| 36 | 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務 |  |
| 37 | 再圧室を操作する業務 |  |
| 38 | 高圧室内作業に係る業務 |  |
| 39 | 労働安全衛生法施行令別表第５に掲げる四アルキル鉛等業務 |  |
| 40 | 労働安全衛生法施行令別表第６に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務 |  |
| 41 | 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務（労働安全衛生法施行令第20条第５条に規定する第１種圧力容器の整備の業務を除く。） |  |
| 42 | エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務 |  |
| 43 | 加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務 |  |
| 44 | 原子炉施設の管理区域内において核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務 |  |
| 45 | 事故由来廃棄物等の処分の業務 | [除染等業務に係る放射線障害防止対策について](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html) |
| 46 | 特定粉じん作業に係る業務 |  |
| 47 | ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務 |  |
| 48 | 産業用ロボットの可動範囲内において当該作業用ロボットについて行う教示等の業務及びこれに関連する一定の業務 |  |
| 49 | 産業用ロボットの運転中にその可動範囲内において行う当該作業用ロボットの検査等の業務及びこれに関連する一定の業務 |  |
| 50 | 自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務 |  |
| 51 | 廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 |  |
| 52 | 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 |  |
| 53 | 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 |  |
| 54 | 石綿等が使用されている建築物若しくは工作物の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業に係る業務 | [石綿パンフレット等](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html) |
| 55 | 除染等業務及び特定線量下業務 | [除染等業務に係る放射線障害防止対策について](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html) |
| 56 | 足場の組立て、解体又は変更の作業に係わる業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く。） | [足場からの墜落防止対策を強化します。～平成27年７月１日から施行～](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html) |
| 57 | ロープ高所作業に係る業務 | [ロープ高所作業についての規定が新設され、平成27年８月５日に公布されました。](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html) |
| 58 | 高さが２メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第３項第28号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（57に掲げる業務を除く。） | [安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（リーフレット）](https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf) |